

平成 25 年 2 月 1 日

各 位

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社  
代表取締役社長 日下部 明

## 動物病院窓口での保険金ご請求手続きの取扱開始

T & D 保険グループのペット&ファミリー少額短期保険株式会社は、ペットの専門店コジマが運営するコジマ動物病院と提携し、平成 24 年 12 月 1 日以降に保険期間を開始した保険契約を対象に動物病院窓口での保険金ご請求手続きの取り扱いを開始することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. お手続き方法

当社と提携する対応動物病院の窓口で「保険証券」をご提示ください。保険契約が適用条件を満たすことが確認できた場合（詳細は別紙をご覧ください）、窓口にて保険金の精算を行います。

お客さまは、窓口にて診療費等の総額から保険負担分を差し引いた自己負担分のみお支払いいただきます。

#### 2. 対応動物病院

コジマ動物病院（8 病院）

※詳細は別紙をご覧ください。なお、対応動物病院は順次拡大を予定しており、今後 HP 等でお知らせいたします。

#### 3. 取扱開始日

平成 25 年 2 月 1 日（金）～

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社では、今後もお客さまの利便性向上に努めてまいりますので、ご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上

## 1. 動物病院の窓口で保険金の精算ができる保険契約

○平成24年12月1日以降に保険期間を開始した契約

※証券番号が『S』から始まる商品改定後の契約（S××-00000000-××）  
（証券番号が『SCC』から始まる契約を除く）

○証券番号が『K』から始まる契約

## 2. 動物病院の窓口で保険金の精算ができない主な場合

当社提携病院において以下の事由に該当した場合は、動物病院の窓口において保険金の精算はできません。

- ①保険証券（継続証）を持参し忘れた場合
- ②当社が保険契約の有効性を確認できなかった場合
- ③初年度契約の始期日からその日を含めて30日以内に診療を受けた場合
- ④過去の保険金支払額が当社の定める金額を超えている場合
- ⑤当社が保険料の入金を確認できなかった場合
- ⑥他社のペット保険に重複して加入している場合

## 3. ペット&ファミリー提携病院（平成25年2月1日現在）

病院名	住所
コジマ亀戸動物病院	東京都江東区亀戸 3-60-22
コジマ練馬動物病院	東京都練馬区関町南 2-6-24
コジマ足立動物病院	東京都足立区東和 5-14-12
コジマ八王子動物病院	東京都八王子市八日町 6-7
コジマ府中動物病院	東京都府中市若松町 2-29-2
コジマ浦和動物病院	埼玉県さいたま市南区白幡 4-22-1-1F
コジマ橋本動物病院	神奈川県相模原市緑区大山町 1-22 アリオ橋本内
コジマつくば動物病院	茨城県つくば市研究学園 C50 街区 1 イーアスつくば内

以上